

『国会における首都性(首都)に関する発言要旨』

NO	主な会議名・案件	発言内容(抜粋)	発言者
【昭和 25 年】			
1	第7回国会参議院建設・地方行政委員会 連合審査会第1号昭和25年03月25日 他「首都建設法案」	東京都が我が国の 首都 である点に関しましては、 事新らしく規定するまでもない	井手 光 治 自由党
		首都 建設計画とは、東京都の区域内において 施行せられる重要施設の基本的計画 を指す	井手 光 治 自由党
		この 首都 をできるだけ健全な民衆中心にするように、それぞれ特別区を設定いたしまして	石川 榮 耀 東京都建設局長 参考人
2	8 参議院地方行政委員会11号昭和25年07月27日「地方税法案目的税」	都は御承知のごとく他の府県を 首都 として統合いたしましてできたものでございます	鈴木 俊 一 地方自治庁次長
【昭和 27 年】			
3	13 衆議院地方行政委員会15号昭和27年03月13日「地方自治・地方財政」	東京都は日本全体の 首都 であるという立場から、ただちに東京都民あるいは区民の要望からばかりは考察しない	大泉 寛 三 自由党
4	13 衆議院地方行政委員会35号昭和27年04月26日「地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七五号)」	東京都というものは、三十三区がばらばらの自治体で行政を運営して行くということは、 首都 の立場上、またいろいろの立場から見まして、そうあるべきものではないやはり東京都というものは、ことに東京都の二十三区の存する区域というものは、一体をなして市制が行われた方が、事務の簡素化でもあり同時に、また住民に対して非常に福利を増進する	岡野 清 豪 自由党国務大臣
5	13 衆議院地方行政委員会公聴会1号昭和27年05月19日「地方自治法の一部を改正する法律案について(区長任	その一体性を最も証拠立てるものは、東京都民全体で投票をもつてきめたところの 首都 建設法でありますこれがわが東京都における一体性を画したところのりつばな証拠であると言えるのであります	菊池 民 一 東京都議会議長 公述人
		国家的な観点からいうと、東京都の行政には、 首都 と	菊池 民 一

	命制・議員定数等)」	<p>しての行政、国家的な行政というものが多分に含まれておりまして、ばらばらに二十三に分割して、東京都政というものが成り立つものではありません。先ほど申し上げました首都建設法のごときものは、これを立証するにあまりある</p> <p>大都市行政の一貫性、有機的一体性をくつがえして東京都政、国家の首都、国際都市であるところの東京都の行政が成り立つものであると思うなら、これは大きな誤りである</p> <p>わが日本の首都として健全な発達をするときに、かようなばらばらな考え方をもつて行政をやるということであるならば、二十三の市が個々に生まれまして、おのおのかつてな行政ができるはずであります。そのような点から、私は絶対にこの一体性をくつがえす根拠のない限り、都区の問題においても一つの流れを汲んだ一つの形の行政であるという観念を全都民に植えつけ、すべての納税意識もその義務も、他の扇動に迷わされず、ここに相助け、相はかり、東京都の運営に当つていただくことが当然であります</p>	<p>東京都議会議長 公述人</p> <p>菊池民一 東京都議会議長 公述人</p> <p>菊池民一 東京都議会議長 公述人</p>
6	13 参議院地方行政委員会38号昭和27年05月23日「地方自治法の一部を改正する法律案」	<p>安井現知事は、三百万も四百万もある東京を一つの自治体とするなんていうことは到底できることではない、これは適当な自治区に分けて区民の自治によつて首都の復興を促進しなければならないのだ。それには三十五区を適当な自治区にまとめる必要がある</p>	<p>村瀬清 東京都千代田区 区長 公述人</p>
7	13 衆議院地方行政委員会38号昭和27年05月7日他「地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七五号)」	<p>都並びに元の東京市の区域というものは、これは首都として一体をなすべきものであつて、これがばらばらになるべきものではない</p>	<p>岡野清豪 自由党 地方自治庁長官</p>
8	13 衆議院地方行政委員会63号昭和27年06月06日「警察法の一部を改正する法律案(内閣提出	<p>現在の日本の東京都というものは、首都ではありません</p> <p>特別の首都である、いわゆる二十三区なら二十三区というものだけが東京都になつておりますれば、あるいは</p>	<p>門司亮 日本社会党</p> <p>門司亮 日本社会党</p>

	第二一九号)、「集団示威運動等の秩序保持に関する法律案(内閣提出第二三六号)」	<p>首都警察としてのそういうことが言えるかもしれませんが、東京都の中には市町村をたくさん含んでおりますので、これが完全なる一つの首都であるというように考えることには、まだ日本の現状では考え方がどうか</p> <p>東京都というものを完全なる首都というように大体解釈されておるかどうか。この点は相当自治法との関係の上で、疑問があると思います</p> <p>政治、経済、文化、日本のこれらのものが集約されたものが一つの東京二十三区と見てよかろうと私たちは考えております。すべてここに集約されて日本の経済あるいは政治、文化の中心となつておるのであります。実質的に見てこれは私は日本の首都であると言い得るものであろう</p>	<p>門 司 亮 日本社会党</p> <p>木村篤太郎 法務総裁</p>
9	13 衆議院本会議51号昭和27年06月07日「地方自治法の一部を改正する法律案」	<p>東京港は六百四十万の人口を擁する首都の世界的玄関口でありまして、将来における発展並びに国家的重要性に思いをいたしますれば、当然存置すべきものである</p> <p>問題の違憲論をめぐって論議されました区長につきましては、都知事の同意を得て特別区の議会が選任すると修正されたのは、都区相互の関連性と首都行政の運営上、過去の歴史と現実よりすこぶる当を得たものであり</p>	<p>野村専太郎 自由党</p> <p>野村専太郎 自由党</p>
【昭和29年】			
10	19 参議院地方行政委員会39号昭和29年05月19日「地方財政法の一部を改正する法律案」	<p>都の財政がこのように窮迫し、首都として当然実施しなければならない事業さえ殆んど思うに委せぬ事態に立至つた</p> <p>首都建設を初め、首都の態様を整備をするためには年々歴大な財政需要があり</p> <p>大都市の特殊性があるにしてもなお、都の財政を強く、圧迫し、結果として投資的事業、殊に首都として当然実施すべき事業の計画的な執行を困難ならしめ</p>	<p>兼子秀夫 自治庁長官官房調査課長</p> <p>兼子秀夫 自治庁長官官房調査課長</p> <p>兼子秀夫 自治庁長官官房調査課長</p>
【昭和33年】			
11	30 衆議院建設委員	東京都を 首都 として十分にその政治、経済、文化等に	遠藤三郎

	<p>会4号昭和33年10月15日他「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律案(内閣提出第三〇号)(予)」</p>	<p>ついでに機能を発揮させますためには重要都市施設の整備を推進する一方区部並びにこれに連なる武蔵野市及び三鷹市の人口を適正収容と考えられる八百八十五万人程度に抑制する措置が必要なのであります</p> <p>首都圏整備の基本的な考え方といたしましては・・・東京を中心として半径約百キロの円を描きました区域を首都圏の区域といたしております</p> <p>首都圏の区域内において三つの地域に分けて、その第一に、既成市街地という概念で規定されております区域を分けたのでございます。既成市街地は、・・・東京都の特別区、武蔵野市、三鷹市、横浜市、川崎市及び川口市を既成市街地というふうにきめておまして</p>	<p>自由民主党 建設大臣・首都圏整備委員会委員長</p> <p>榊山俊夫 首都圏整備委員会事務局長</p> <p>榊山俊夫 首都圏整備委員会事務局長</p>
【昭和37年】			
12	<p>40衆議院予算委員会16号昭和37年02月28日「昭和三十七年度一般会計予算・特別会計予算・政府関係機関予算」</p>	<p>東京都の場合、特に特別区の存在する区域につきましては、戦前でございますが、いわゆる東京市を廃して東京都というものを作った際において、やはり首都大都市の特殊性として、つまり従来の府と市が、この特別区の存在する区域においては一体的な公共団体であることが実際に即する、そういう考えで、大都市の特殊性として、こういう制度がとられたもの</p> <p>基礎的な地方公共団体の機能も、二十三区に関する限りは都が果たす、こういう建前でできたものと考えております。これはやはりこの首都あるいは大都市の特殊性からきているもの</p>	<p>林修三 法制局長官</p> <p>林修三 法制局長官</p>
【昭和38年】			
13	<p>43衆議院地方行政委員会30号昭和38年06月04日「地方自治法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七一号)」</p>	<p>都行政は質量ともにいよいよ複雑かつ膨大となり、一つの経営体としての円滑かつ能率的な運営が期せられなくなり、首都としてまた大都市としてその機能を十分に果たすことができない状態になっている</p>	<p>篠田弘作 自由民主党 自治大臣・国家公安委員会委員長</p>

【昭和 39 年】			
14	46 衆議院地方行政委員会35号昭和39年04月16日「地方自治法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三三号)」	<p>自治法等の一部改正をやる場合に、首都圏、すなわち、都の行政区域を越える広域行政制度を一体どうすべきかという問題がまずここに出てくるのであります。この問題を全然無視して、単に都内の制度をいじくってみたとしても、提案理由の説明にあるような、人口と産業の過度集中によって都の機能が麻痺しているなどということになれば、問題点をそこまで掘り下げていかないと、あるいはそこまで広げていかないと、この問題の解決にはならぬ</p> <p>連合方式というような広域行政制度、あるいはまた、一部に最近力強く盛り上がってまいりました統合案というような一つの広域行政制度、あるいは臨時行政調査会等において検討されておりますところの首都圏庁の構想、そればかりでなく、消防であるとか、あるいはまた警察行政、これを一体広域行政的な配慮からどうするのだというような問題、これらの諸問題にある程度の見通しを持たない限り、都内の制度をいじくってみたとしても、たいして今日の都行政の麻痺を救済するてだてにはならないのではないかと</p>	<p>阪上安太郎 日本社会党</p> <p>阪上安太郎 日本社会党</p>
【昭和 43 年】			
15	58 衆議院予算委員会13号昭和43年03月05日「昭和四十三年度一般会計・特別会計・政府関係機関予算」	<p>人口が一千万人もある東京は日本の首都である、こういう特殊な事情もございますので、首都制度全般について合理化を進める一環としてこの問題の解決もすみやかにつけなければならぬ</p>	<p>赤澤正道 自由民主党 自治大臣・国家公安委員会委員長</p>
16	58 衆議院予算委員会第三分科会4号昭和43年03月15日「昭和四十三年度一般会計・特別会計予算中厚生省、労働省及び自治省所管」	<p>東京都二十三区を取り巻く近郊都市における人口の膨張、そういう点からいろいろ交通問題、社会問題あるいは行政上における問題等が発生しておるわけですが、これらいわゆる首都の東京都を中心とした首都圏に対する行政、こういうことについてどのように取り組みをしておるか</p> <p>首都は日本の首府でございます。しかも人口が急激に</p>	<p>佐野進 日本社会党</p> <p>赤澤正道 自由民主党 自治大臣・国</p>

		増加してまいりますために、地域住民の生活を中心に考えてみましても、非常な急変が起こりつつある	家公安委員会委員長
17	58 参議院地方行政委員会16号昭和43年05月21日「地方行政の改革に関する調査(特別区の区長公選問題)」	やはり東京都というものを分解して、たくさんの市の集合体であるという形にしてしまうのがいいのか、それとも、やはり東京市というものを一つの有機的なものと考えていくのがいいのか、それはなかなか議論のあるところございまして、やはり首都制度全般を検討いたします際に、十分将来を見通して考え直してみなきゃならぬ点ではある	赤澤正道 自由民主党 自治大臣・国家公安委員会委員長
【昭和44年】			
18	61 衆議院地方行政委員会3号昭和44年02月18日「地方自治、地方財政、警察及び消防に関する件」	しかも中央政府所在の首都でございます。それだけにまた国際社会とのつながりもきわめて多いはずでございます。美濃部知事がいろんな座談会で、東京都には仕事が多過ぎるということをししばしば嘆いている 区の連合組織をつくって、これに東京都の仕事を思い切って移す、首都らしいものをここに求める方法がある	奥野誠亮 自由民主党 奥野誠亮 自由民主党
【昭和47年】			
19	69 参議院地方行政委員会閉3号昭和47年10月11日「地方行政の改革に関する調査(当面の地方行財政及び警察行政)」	東京都の特別区の場合におきましては、やはり都と一体となりまして首都という大都市の行政というものを行なっている	鎌田要人 自治省財政局長
【昭和49年】			
20	72 衆議院地方行政委員会35号昭和49年05月16日「地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)」	東京都は日本の首都である、そしてまた江戸時代以来の歴史的な経過を持っておる	折小野良一 民社党
【昭和50年】			
21	75 衆議院予算委員	東京都というのは、昭和十九年に、東京府と東京市が	加藤清政

	会第二分科会1号昭和50年02月24日「昭和五十年一般会計・特別会計予算・政府関係機関予算中大蔵省所管」	帝都、首都東京ということで、都制官制によって、戦争目的完遂のために東京都制というものが発足された	日本社会党
22	75衆議院予算委員会第三分科会4号昭和50年02月27日「昭和五十年一般会計・特別会計予算中、自治省所管」	東京都の場合にはもう御承知のとおり、首都東京としてなさねばならない仕事がたくさん山ほどあるわけでありまして、日本の顔としての東京都の果たすべき行政についての財源の裏づけということについて	加藤清政 日本社会党
【昭和55年】			
23	91衆議院地方行政委員会6号昭和55年03月06日「地方自治、地方財政、警察及び消防」	東京という巨大都市、首都と呼ばれながら、法的には何らそれらしい措置は受けていない東京の持つ特殊性といいますが、たとえば昼間人口の異常な流入だとか、あるいは、そのほかの首都的性格の中に置かれておるところの特殊な財政需要だとか、そういうものがある	田島衛 新自由クラブ
24	91衆議院地方行政委員会17号昭和55年04月17日「地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)」	東京都の警察費の中に入っている。・・・東京という特別な大都市、東京はよく一般的に日本のキャピタルだ、首都だ、こう言われますけれども、だからといって、法的に日本の首都としての何らの措置は受けていない 東京都というこの大都市、特に特別区におけるいろいろな財政需要が他の都市に比べて特殊性があるといったことはよくわかるわけでございます。・・・首都であるがゆえのいろいろな実態というものには十分注意を払い、改善していくものは改善していく	田島衛 新自由クラブ 土屋佳照 自治省財政局長
【平成03年】			
25	120衆議院建設委員会5号平成03年03月06日「農住組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)」他2案	「東京の三つの顔」、一つは東京は生活都市でありませ、それから首都であります、三つ目は世界都市という三つの顔を持っておりませ、これは将来ともに大きく変わることはないでせう	藪仲義彦 公明党・国民会議

【平成 04 年】			
26	123 参議院建設委員会8号平成04年05月28日「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案」	<p>都市計画法上の特例につきましては、特別区の存する区域がいわゆる首都でございます東京というところでございますので、なかなか実体的にも特別区の区域を越えて発展しまして相互に緊密な関係を有しているというところから、都市計画の一体性、統一性の確保は非常に強い</p>	市川一朗 建設省都市局長
【平成 10 年】			
27	142 衆議院地方行政委員会11号平成10年04月07日「地方自治法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)」	<p>特別区のあり方は今のままでいいのかなという感じはだれもが抱いているわけでございまして、今後区域の見直し、合併、これは大都市制度あるいは首都圏制度のあり方とも関連して、慎重に検討していく必要があるのではないかと</p>	平沢勝栄 自由民主党
【平成 11 年】			
28	145 衆議院国会等の移転に関する特別委員会16号平成11年09月27日「国会等の移転」	<p>とにかく東京だけじゃないんです。今の日本の首都というものは東京都だけじゃないんです</p> <p>首都というのはどういう概念規定なのか。そういうものもはっきりさせずに、前例がないからと</p> <p>首都は東京だという法律はないんですね。ですから、遷都論とかそんなのはおかしいです。現行法上、首都を東京に置くと定めた法律はない。</p> <p>首都圏整備法というのがあります。「この法律で「首都圏」とは、東京都の区域及び政令で定めるその周辺地域を一体とした広域をいう</p>	<p>石原慎太郎 東京都知事 参考人</p> <p>石原慎太郎 東京都知事 参考人</p> <p>中山正暉 自由民主党</p> <p>中山正暉 自由民主党</p>

注意 1) 表題の会議名は、国会会議録において「首都性(首都)」が使われていた会議名を指し、関連説明または質疑が表題の会議回次と同一でない場合は本文末尾に会議名・回次等を記載してある。

注意 2) 発言は、国会会議録からの原文抜粋であるため、誤字、旧仮名遣い等が含まれていることがある。

出典: 国立国会図書館ホームページ「国会会議録」より作成